

### 経理●税務

#### ●3月決算法人の決算事務

3月決算法人では帳簿を締め切り、預金等残高を確認し、試算表などの各種帳票を作成します。さらに、決算方針と確定した数字に基づいて、決算報告書の作成などを行いません。

新年度は様々な事務手続きが重なりますから、事前に日程表を作成し、ミスなく確実に作業を進めましょう。

#### ●3月決算法人の税務

法人税・消費税の申告・納付期限は、原則として事業年度終了日の翌日から2か月以内です（3月末決算法人は5月31日までです）。

決算事務の遅れが予想される場合には、事業年度終了の日までに申請書を提出すれば、申告期限を1か月延長することができま

す。この場合、利子税の課税を避けるため、5月末時点で税金を予納（見込納付）しておくのが一般的です。

#### ●給与支払報告に係る給与所得者異動届出書の提出

1月に個人住民税の「給与支払報告書」を提出した後に退職したり、転勤

を伴う異動などにより、4月1日現在、その市区町村で給与の支払いを受けなくなった社員がいるときは、「給与支払報告に係る給与所得者異動届出書」を作成し、1月に給与支払報告書を提出した市区町村に提出しなければなりません。

提出期限は4月15日です。

また、4月2日以降に退職したり、ほかの市区町村にある事業所に勤務するようになった社員については、1月に給与支払報告書を提出した市区町村に、異動があった日の属する月の翌月10日までに「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出します。

#### ●扶養控除等（異動）申告書の受理と貸金台帳の調整

新入社員からは、扶養親族の有無にかかわらず、最初の給与計算を始める前に「扶養控除等（異動）申告書」の提出を受けます。

この申告書の情報をもとに、住所、氏名、税額表の適用区分といった必要事項を貸金台帳（一人別源泉徴収簿）に移記し、源泉徴収に備えます。

扶養親族に異動があった社員がいる場合も同様です。

「扶養控除等（異動）申告書」の提出を受けて、扶養親族数の修正等を行ないましょう。

#### ●新年度の経営方針・計画の準備

新年度の経営方針・計画に必要な文書の作成や社内調整など、実務面では、経理部門が中心となって行なうことが多いと思われます。

総務など他部門とも連携しながら、モレがないよう準備を進めましょう。

#### ●2021年分の確定申告が簡易な方法により延長申請可能に

新型コロナウイルス感染症の影響により、3月15日までに所得税、復興特別所得税、贈与税等の申告・納付が困難な場合、簡易な方法により、4月15日まで延長申請が可能となりました。

また、個人住民税等についても同様の措置が取られるよう総務省から各自治体に要請されていますが、念のため市区町村に問い合わせてください。

#### ●固定資産税関連の縦覧・閲覧

固定資産税は、市町村長（東京都23区の場合は都知事）がその所有者や評価額、課税標準などを決定し、納付書を送付して納税を求める「賦課課税方式」が採用されています。

そこで、納付書の内容が適正なものかどうか、納税者自身がチェックできる制度が設けられています。

#### ① 土地・家屋価格等の縦覧制度

土地や家屋を資産として所有し、固定資産税の納税義務者となっている者

は、土地・家屋の価格等を記載した「縦覧帳簿」を縦覧し、自己が所有する土地等の評価が適正かどうかを確認することができます。

## ② 固定資産課税台帳の閲覧制度

固定資産税の納税義務者は、固定資産課税台帳を閲覧し、自己が所有する固定資産の登録内容を確認することができます。

①の縦覧期間は、4月1日～20日または最初の納期限（第1期分）のいずれか遅い日以後の日まで、②の閲覧期間は原則として通年です。

## ●協会けんぽの保険料率の変更

2022年度の全国健康保険協会（協会けんぽ）の健康保険料率・介護保険料率は、3月分（4月納付分）から適用となります。都道府県ごとの保険料率は、協会けんぽのホームページ等で確認してください。

## 人事 ● 労務

### ●新入社員の受入れ

4月に新入社員を迎える企業は、入社式、研修などの関連行事・事務を段取りよく進めましょう。

初出社や入社式に際して、新入社員

が不安を抱くことのないよう、日時、集合場所、服装、持参するものなどについて、再度、確認しておきます。

また新型コロナウイルス対策として、オンライン対応なども考えておきましょう。

入社後も、研修や仕事の進行状況、会社生活の様子などを確認しつつ、相談しやすい雰囲気づくりなど、必要に応じてフォローしていきましょう。

### ●新入社員・退職者・転勤者の社保・雇保の資格取得・喪失手続き

社員の入社あるいは退職があった場合、健康保険・厚生年金保険は所轄の年金事務所（健保組合）に、雇用保険は所轄のハローワークに、次の期日までに資格得喪手続きを行います。

#### ① 入社Ⅱ被保険者資格取得届

健康保険・厚生年金保険は事由発生日から5日以内、雇用保険は事由発生日の属する月の翌月10日までです。

#### ② 退職Ⅱ被保険者資格喪失届

健康保険・厚生年金保険は事由発生日から5日以内、雇用保険は事由発生日の翌日から10日以内です。

また、異なる適用事業所間での転勤の場合、健康保険・厚生年金保険について、転出事業所では資格喪失届を、転入事業所では資格取得届を、資格期間が重複しないように転勤日から5日以内に提出します。

雇用保険については、転勤日の翌日から10日以内に、転勤後の事業所の所在地を管轄するハローワークに「被保険者転勤届」を提出します。

### ●昇給に伴う基本給等の切替え

4月に昇給を実施した場合には、個人別の給与明細書等にも新しい基本給の金額を移記する必要があります。

基本給の切替えに応じて、時間外手当や各種手当などの計算も変わりますので、注意しましょう。

### ●家内労働委託状況届の提出

家内労働者へ内職等を委託している事業者は、毎年、4月1日現在の委託状況（業務内容・労働者数等）を記入した「委託状況届」を作成し、原則4月30日までに所轄の労働基準監督署に提出する義務があります。

### ●年金手帳の廃止に伴う手続き変更

4月1日から年金手帳の新規発行が廃止され、代わりに基礎年金番号通知書が交付されます。

これに伴い、従業員の採用などで資格得喪手続きを行なう際、マイナンバーによる届出であれば、年金手帳または基礎年金番号通知書による本人確認は不要になります。

### ●有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件が緩和

4月1日から、有期雇用労働者の育

児・介護休業取得要件が緩和されま  
す。子どもが1歳6か月になるまでの  
間に契約が満了することが明らかでな  
い場合は、原則として無期雇用労働者  
と同様の取扱いになります。

### ●2023年度新卒者の採用活動開始

政府が主導している就活スケジュール  
は「3月に採用情報公開・エントリー  
受付開始」「6月に面接などの選考  
開始」ですが、実際には採用手法の多  
様化や新型コロナウイルスの影響など  
を考慮して、このスケジュールよりも  
早めに推移することも考えられます。

オンラインでの会社説明会や面接に  
ついて準備しておくことは、もはや必  
須となっています。

就活のオンライン化は、企業規模や  
地域性を問わずに採用の間口を広げる  
可能性があります。これを好機とら  
えて、積極的に活用しましょう。

ただし、新型コロナの影響もいまだ  
不透明ですので、採用活動は早めに開  
始したいところです。

## 総務 ● 法務

### ●3月決算法人の株主総会の準備

定時株主総会は、各事業年度の終了

後、一定の時期に招集しなければなり  
ません。一般的には、各事業年度終了  
後3か月以内（資本金1億円以下の法  
人は2か月以内）に開催します。

3月決算法人は、5月または6月に  
株主総会を開催することになりますの  
で、遅滞なく準備を進めましょう。

### ●新年度の経営方針・計画の発表

新年度の経営方針・計画がまとまっ  
たら、その内容を社員に発表し、徹底  
することが求められます。

新しい経営方針・計画を社内報に掲  
載したり、文書で配付したりして理解  
を促す企業は少なくありません。ま  
た、会社の経営方針を社長や幹部だけ  
でなく、従業員とも共有するため「新  
年度経営方針発表会」「キックオフミ  
ーティング」などを開催する企業もあ  
るようです。

総務が中心となって運営する場合は  
式典が円滑に行なわれるよう事前準備  
を進めましょう。

ただし、感染症対策として、多くの  
社員が一堂に会することは避けたいと  
ころです。オンラインや動画を活用す  
るなどの工夫も求められます。

### ●パワハラ防止対策を確認

4月1日から、中小企業でも、職場  
におけるパワーハラズメントの防止対  
策が義務付けられます。パワハラに対

し、しっかり対応できる体制になっ  
ているか、確認しておきましょう。

義務化に違反しても罰則はありませ  
んが、パワハラはいまや社会問題であ  
り、それを放置する職場に優秀な人材  
は定着しません。また、厚生労働大臣  
が認めた場合は指導・勧告等の対象と  
なり、勧告に従わない場合は社名公表  
の可能性ががあります。

会社として、パワハラに厳しく対応  
する姿勢を社内外に示しましょう。

### ●下請法違反に注意

最低賃金の引上げ等による労務コス  
トの上昇や、エネルギー価格や原材料  
費の上昇を取引価格に反映しない取引  
は、下請法の禁止行為である「買った  
とき」に該当するおそれがあります。  
公正取引委員会は、「下請代金支払遅  
延等防止法に関する運用基準」を改正  
し、

① 価格の交渉の場において明示的に  
協議することなく、従来どおりに取  
引価格を据え置くこと

② 下請事業者が取引価格の引上げを  
求めたにもかかわらず、価格転嫁を  
しない理由を書面、電子メール等で  
下請事業者に回答することなく、従  
来どおりに取引価格を据え置くこと  
は「買ったとき」に該当するおそれ  
があることを明確化しました。



## 民族の音楽 キャンディアン・ダンス

スリランカにはコホンバ・カンカーリヤという祭祀芸能があった。疫病を払い、人々の繁栄・安全を祈つ

て、七日七晩演じられた。この祭りの舞踏、太鼓打ち、歌唱が発展したものが、シンハラ王朝最後の古都キャンディにいまも残る。強烈なドラムの音に合わせて、色鮮やかな衣装の男女が踊り舞う。(切絵・文=前田尋)

また、親事業者自らのコストアップを理由に支払期日を先延ばししたり、下請代金を減額することも、下請法の禁止行為に該当します。

### ●ゴールデンウィークの業務保全

取引先等に自社の休暇日程を伝えるとともに、先方の業務日程を確認し、配送・集荷、決済などに不都合が生じないよう調整します。

社内的には、従業員から休暇中の連絡先等の申告を受け、緊急時に連絡が取れるようにしておきます。

また、休暇中の郵便物や新聞等の処理方法なども決めておきましょう。

### ●暖房器具の収納

不要になった暖房器具を清掃してから片づけます。収納の際には作動状態を点検し、不具合があれば修理しておきましょう。冷房関連器具も、早めに動作チェックをしておくとう安心です。

### ●衣替えの準備

6月から衣替えを行なう企業は、事務服・作業服の在庫やサイズ変更の要否を調べます。補充が必要なら、早めに手配しておきましょう。

## 来月の計画を立てるために

- ▽自動車税・軽自動車税の納期です
- ▽障害者雇用納付金の申告・納付期限です